

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

A

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

第1 将来給付の訴えの適法性

1. 給付の訴えは、口頭弁論終結時に給付を受けられる請求権に基づいて行われるのが原則である。そのため、口頭弁論終結時に未だ給付さ

問題提起から判断基準の定立までの流れは素晴らしいと思いました。

5 れるべきといふより請求権に基づいて給付判決を求める将来給付の訴え(民事訴訟法、以下「民訴法」、135条)

は、「あらかじめその請求を要する」に加え、当該請求権が本審判決を受ける資格、すなわち請求適格を有するものかという点が問題となる。

10 2. 本件では、Y2が主張するAによるXへの敷金の差し入れを、Xは礼金であるとしている。このことから、XはY2の主張する敷金返還請求権の存在を争っていると言え、給付判決として同請求権の存在も確定させておく必要性はあると言える。

15 3. 次に、請求適格の有無の判断にあたっては、あらかじめ給付判決をするに足るほど請求権が具体化されているかも、将来給付判決がなされることによる被害の不利益を正当化できるかという点が考慮されるべきではない。

20 ア 具体的に、①請求権の基礎となる事実・法律関係が現存し、将来における継続が予測される、②これに基づいて被告に有利な影響を及ぼす将来における事情の発動が日服確に予測しているものに限定され、③その発生を請求異議の訴え(民事執行法35条4項)によっ

25 のみ主張できるという負担を被告に課しても格別不当とは言えない場合に限る。将来給付の訴えの請求適格が認められる。

1ページ

裏面へ

イ、また、Y₂の主張する敷金返還請求権は、賃貸借契約の成立及び敷金の差入れを基礎に生じるものである（民法622条の2第1項柱書）。本件において、本件契約という賃貸借契約が成立したことに争いはなく、敷金の差入れについてもY₂が主張している他、XもAによる金銭の差入れ自体は認めている。

このことから、Y₂の主張する請求権を基礎づける事実法関係は現存し、これが将来変動するといえるような事情もなく、将来にわたる経緯も予測されると言える（①充足）。

ウ、もっとも敷金は賃貸借契約から生じた貸借人の債務を担保するものであり、充当の有無・程度に応じ敷金返還請求権が縮小・消滅するといった貸借人に有利な事情の変動が生じる。

本件において、Y₂と共同して素~~素~~甲建物を賃借するY₁は甲の明渡しを拒んでおり、甲の引渡しはいづれ実行されるか不明である。するとXには9月30日以降Y₁に対する賃料相当損害額の賠償請求権が生じ、これに敷金が充当されることとなるが、充当の程度が予測できない。また、甲は現在修繕の必要が尽きて引渡し時には修繕を要する状態となっており、可能性があり、これに基いて充当も予測困難と言える。

このことから、Xに生じる有利な事情の変動が明確に予測しうるものとして限定されているとはいえない（②不充足）。

エ、また、Y₂の主張する請求権はY₁による甲の引渡しを条件に執行されることとなる。すると、Xは上記のような予測困難を異議事由を相手当事者であるY₁の引渡しを待つ主張しなくてはならないことになり、これはXにとって否定的である（③不

敷金返還請求権の特性からするとこのようには言えないのではと思いました（賃料の不払や目的物の破損等があれば、変動し得る）。

少し言葉を足せば、より丁寧な気がしました。例えば、賃料滞納等の事実がなぜ予測困難か（Y₁の行動に依存しているからなど）を記載できれば、より良いと思いました。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

判断基準・当てはめ
ともに適切だと思い
ました。

充足)。

4. したがって、Yの訴えには請求適格がなく、
将来給付の訴えは認められない。

第2. 確認の利益について

1. Yは「Yが甲の引渡しを停止条件とする敷
金返還請求権の存在」への確認の訴えを提起する
と考えられる。

2. 確認の訴えの対象は理論上は無限定となり
ため、本案判決に実益のあり確認の訴えが提起さ
れる。そのため、当該確認の訴えが紛争解決に
実効性があるかという観点から確認の利益を検討し
なければならぬ。

具体的には①当事者選択の適否②対象選択の
適否、③即時確定の利益を検討する。

3. 建物引渡し前の敷金返還請求権について、給付の
訴えが認められないことから、確認の訴えによる必要
性は認められる(①充足)。

4. また、確認判決は現存する紛争解決のためな
されるもので、原則として現行の法律関係を対象とする。

ア. 本件では、甲の引渡しにより初めて敷金返還
請求権が生じると思われる。確認対象として不適と
も思える。

しかし「第1」で検討した通り、請求権の基礎となる
事実・法律関係が現存していることからすると、Yは
甲の引渡しを条件とする敷金返還請求権が生じ
ており、条件未達成であるがために給付を受けられ
ない状態を解消する。

3 ページ
裏面へ

うとする。Y₂の主張が確認対象は現在の法律関係と異なる(②充足)。

5 5. 即時確定の利益は、確認対象の存在に既判力を及ぼすことが紛争の実効的解決に因果性を有するかという点から判断される。

ア、本件契約の成立、及びAからXへの120万円の差し入れの事実から、Y₂のX₁₂に対する60万円の条件は現金返還請求権は現時点で具体的なものと言える。

10 イ、そして、この請求権について、XはAの差し入れを現金としてその存在を争っている。そのため、この請求権の存在を既判力で確定させることで、X₂間でのAの差し入れの性質についての紛争に実効的な解決をもたらすことができる。

15 エ、そのため、即時確定の利益も認められる(③充足)。

6. したがって、Y₂のX₁₂に対する「Y₂による甲の引渡しも停止条項とする現金返還請求権の存在」への確認の言は確認の利益を有する。

これから頑張ってください。

中野

以上